

[Redacted text block]

[Redacted text block]

特集 NNVS認定コーディネーター制度の発足にあたって

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 理事
支援活動検討委員会委員
特定非営利活動法人こうち被害者支援センター 理事長 田村 裕

私たち全国被害者支援ネットワーク（NNVS）の第2期3年計画に則り、平成24年度の年間実行計画を策定するにあたり、年度当初「広域・緊急事案に対応し、各センターを支援する体制」を整える制度として、NNVS認定コーディネーター制度の創設が計画された。

第1. 資格認定までの経過について。

1. 平成24年9月8日、全国被害者支援ネットワークに設置された認定委員会（山上皓前理事長、大久保恵美子顧問、堀河昌子副理事長、滝沢依子警察庁支援室長、

清野功専務理事で構成）が資格審査を実施したところ、遠藤和子氏（公益社団法人みやぎ被害者支援センター）、楠本節子氏（特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター）の2名がNNVS認定コーディネーター候補者に選定され、9月20日の理事会で承認されたのち、9月30日全国研修会2日目の全体会において、平井紀夫理事長から認定証が授与された。お二人はNNVS認定コーディネーターの資格取得者として初めてその氏名が全国被害者支援ネットワーク登録簿に

掲載されたのである。

2. 資格申請のための要件は、手引のうちNNVS認定コーディネーター規則（以下、規則という）第6条に4つの要件が定められている。すなわち「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（以下、法という）所定の犯罪被害相談員として登録され、おおむね3年以上の実務経験を有し、実績点数基準表に則り実績点数が30点以上に達していること、及び全国被害者支援ネットワークが主催するコーディネーター研修の前期及び中期の各講義を受講していることである。

規則第6条にはこの他に、「支援活動に精通しかつ人格及び見識を有していること」とあるが、認定委員会による資格審査にあたって、後述のとおり、諸々の角度から総合評価がなされることが予定されたことを示すものである。この実績点数基準表に定める実績点数については、NNVS認定コーディネーター細則により、これを証明するに足りる資料の提出や、同手続要領に定める様式に則った「事例報告書」や「直接的支援計画書」の提出を求められた。

3. 前述のとおり、認定委員会が実施した資格審査においては、以下のチェックポイントにより、総合評価がなされたところである。

すなわち、被害者支援についていかなる考えを有しているか、センターの運営に対するかかわり方の実績はどうか、リーダーシップ力に見るべきものを持っているか、関係機関や他のセンター及び被害者団体との関わり方は適正か、全国研修やブロック内研修の在り方についていかなる考えを持っているか、政策提言を行う力を有しているかに関する識見を問うものであった。

このように申請要件や資格審査は、応募者にとって過酷ではあったが、後に述べるNNVS認定コーディネーターが担うべき役割の重大性に照らせば、やむを得ないと言うべきであろう。

第2. NNVS認定コーディネーターが担うべき役割と制度の狙い。

規則第2条「役割と使命」にあるとおり、一つには、広域犯罪もしくは危機緊急事案が発生した際に、全国ネットワーク傘下の各センター間のコーディネートを行う役割を担うことであり、二つ目には、全国研修・ブロック研修・センター研修等における人材育成活動において指導的役割を果たすことにある。

1. 前者においては、法律や心理のプロとしてではなく、繰り返しになるが各センター間のコーディネートを行

う専門家としての役割を果たすものであり、後に編成される「広域・緊急支援チーム」においては、かかる役割を担う立場に位置づけられる。すなわち平時にあつては、日常の支援活動におけるセンター間の協力の持ち方についてコーディネートを行うとともに、活動を実行あらしめるための調査研究を行い、県をまたがる被害者が存在しもしくは大人数の被害者が発生するなど広域犯罪もしくは危機緊急事案が発生した場合に、コーディネートのプロフェッショナルとして「広域・緊急支援チーム」が果たすべき役割の中で、複数のセンターが行う支援活動を主体性をもってコーディネートを実践する役割を果たすことが期待されている。

またこの度の震災などの発生により、センターが活動能力を喪い、もしくは支援活動の継続性に困難をきたす場合、他のセンターのサポートを行うこともその守備範囲に入る。

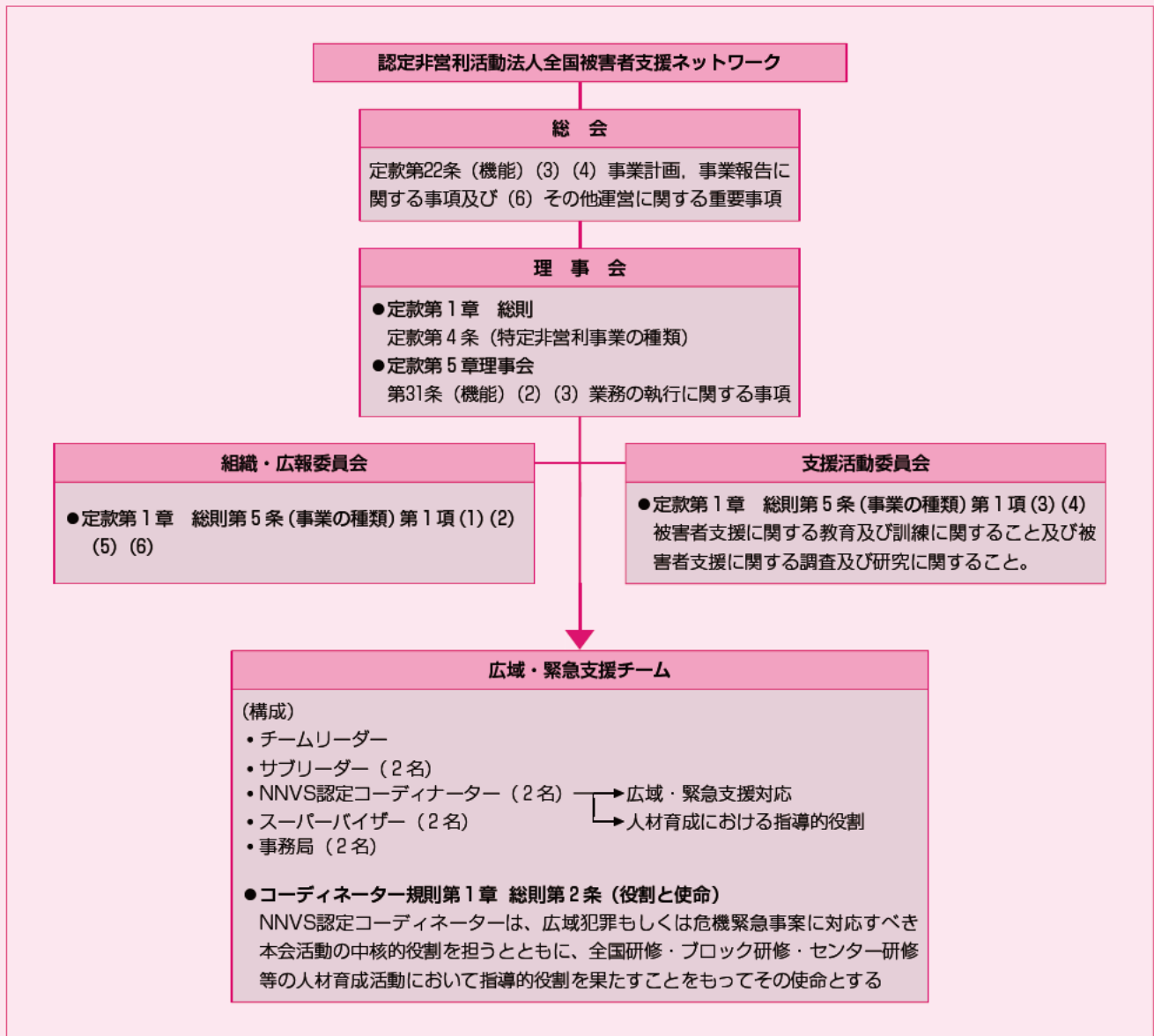
2. 全国被害者支援ネットワークは、平成24年12月8日広域・緊急支援チームを発足させ、チームリーダー堀河昌子（副理事長）、サブリーダー関根剛（理事）、同田村裕（理事）、NNVS認定コーディネーター遠藤和子、同楠本節子、スーパーバイザー大久保恵美子、同大場精子の各氏によって編成された。

①コーディネーターには、チーム内において、前述のとおり緊急事案発生時における各センター間のコーディネートを行うプロとしての役割を担うが、チーム内で独立した権限を有するものではないと理解されている。

②早期援助団体に対する警察からの情報提供制度と広域・緊急支援チームとをどのように関係させるのかについて、検討すべき課題がある。他県の県警からの情報提供、自県の県警からの情報提供のいずれもあり得るが、広域・緊急支援チームとしてはセンター間のコーディネートを行うにあたっては、情報提供

広域・緊急支援チーム

| | |
|----------------|---------|
| チームリーダー | 堀 河 昌 子 |
| サブチームリーダー | 関 根 剛 |
| サブチームリーダー | 田 村 裕 |
| NNVS認定コーディネーター | |
| | 遠 藤 和 子 |
| | 楠 本 節 子 |
| スーパーバイザー | 大久保 恵美子 |
| | 大 場 精 子 |
| 事務局 | 増 茂 成 史 |
| | 曾 我 喜美子 |



組織系統図
広域・緊急支援チームの構成員及び人材育成としての NNVS 認定コーディネーター

を受けた県警にその旨の報告を行い、承認を受けることになる。

3. 人材育成活動について、指導的役割を果たすことが2つ目の役割であるが、全国被害者支援ネットワーク支援活動検討委員会との住み分けや具体的に想定される各種講師や助言者として、いかなる活動が考えられるのかについては、これからの検討課題である。

第3. NNVS認定コーディネーター制度の今後の方向と展開。

1. 平成24年度の認定は2名に留まった。しかし、次年度からは継続して認定を進め、一定程度の員数を確保し、少なくとも各ブロックに1名を配置する必要がある。平時はブロック内でのセンター間の調整を、緊急時にはブロックの壁を超え、もしくは他のブロックの

コーディネーターと連携を取りつつ、コーディネートを実践する必要がある。

2. 広域・緊急支援チームを機能させるためには、具体的なマニュアルを策定する必要があり、警察庁との間で法的、制度的なすり合わせを行う必要がある。今後、中央では警察庁と全国被害者支援ネットワークとの間で、また各地のセンターと県警との間で相互に情報を提供し合い、広域緊急事案における連携について共通の認識を共有することが今後の検討課題となる。
3. コーディネーターに対する報酬については、別紙の組織系統図に則り、全国被害者支援ネットワークに於いていかなる立場に位置づけるかとともに併せて今後検討すべき課題である。

以上